

【 根室市青少年センター使用料 】

(単位：円)

区分 (占有して使用する場合)			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			9 : 00 12 : 00	12 : 00 17 : 00	17 : 00 21 : 00	9 : 00 17 : 00	12 : 00 21 : 00	9 : 00 21 : 00
講 堂 及 び 体 育 館	教育目的及びアマチュア スポーツに使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	2,620	3,990	3,990	6,610	7,870	10,500
		入場料の類を徴収する場合	6,610	9,870	9,870	16,380	19,740	26,250
	営業又は興業等に使用す る場合	入場料の類を徴収しない場合	16,250	24,440	24,440	40,690	48,750	65,000
		入場料の類を徴収する場合	48,750	73,190	73,190	121,940	146,250	195,000
	その他集会等に使用する場合		3,990	5,880	5,880	9,870	11,860	15,750
第1研修室	教育的及びアマチュアスポーツに 使用する場合		310	420	420	630	840	1,050
第2研修室	営業又は興業等に使用する場合		3,250	4,940	4,940	8,190	9,750	13,000
	その他の集会等に使用する場合		420	630	630	940	1,150	1,570
トレーニング機械使用料1日券			中学・高校生 100			一般 210		
備 考	1 開館時間前に使用したときは、午前の規定使用料、閉館時間を越えて使用したときは、夜間の規定使用料のそれぞれ1時間当たりの額にその額の30%を加算した額の使用時間数の額を徴収する。 2 暖房料は、暖房を使用している期間、規定使用料の30%を加算して徴収する。 3 特設電力料、臨時電灯料は、その都度実費を徴収する。 4 1及び2において、それぞれ30%加算した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 5 トレーニング機械使用料1日券は、当日に限り温水プールのトレーニング機械も使用できる共通券とする。							